

# 福井みな子の市政報告

芦屋市議会議員

# 福井みな子



6月定例会は6/29に閉会し、採決の結果全ての議案が可決されました。また、議会役員選挙や各常任委員・議会運営委員の選任が行われ、新しい議会体制が整い、私は総務常任委員長に選任されました。



## 新しい行財政改革が、策定されます

～前期は、持続可能型（令和3年～7年）行財政改革～



現在、芦屋市では、社会保障費の増加（少子高齢化・人口減少社会の本格化による）、既存施設等の老朽化対策、国から示されたGIGAスクール構想や幼保無償化への取り組みなど、多くの課題を抱えています。さらに新型コロナウイルスの影響による経費の増大が上乗せされるなか、令和3年より10年間にわたる新行財政改革の策定に踏み切ることが示されました。

市は「聖域なき行革」との意気込みで、効果額を10年間で40億円と見込んでいます。しかしながら、阪神淡路大震災後の行財政改革（14年間で527億円削減）と比較すると、桁違いに小規模な改革です。

9～10月には計画（原案）が説明される予定ですが、事業に対する目標値を数値化するなどの「見える化」を図り、スピード感、実効性のある行財政改革を求めていきます。



<一般質問で取り上げ、前向きな回答が得られました！>

## 住宅耐震化促進事業における「補助金代理人受領制度」導入を提案

～次年度からの実施に向けて制度内容を検討～

本市における耐震化率を上げるには、市民に向けて事前防災についての啓発を行うとともに、耐震改修の促進に向けた取り組みが重要です。今回、昨年度の9月議会に引き続き、「代理受領制度の導入」を提案しました。コロナ禍という状況下であるからこそ、市民サービスの向上のために、すぐに取り組むべき課題ではないでしょうか。すでに尼崎市、宝塚市、伊丹市をはじめ県内でも多くの市が実施しています。

現在、耐震改修を行なう際には、市民が初めに耐震改修業者に改修費の全額を支払い、後に補助金を受ける流れになっていますが、代理受領制度が導入されると、耐震改修工事等を行った工事業者等が、補助金の請求及び受領を代理で行なうことが可能になります。

現状	代理受領制度が導入された場合
(例) 工事費 200万円に対して補助金 120万円の場合	

### <代理受領制度とは>

代理受領制度は、申請者（建物所有者）との契約により事業者（耐震改修工事等を実施した者）が申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行なうことができる制度。この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減される。

### 6月議会トピック

#### ◆JR芦屋駅南再開発事業

当初想定していた事業費が約130億円から約188億円に大幅に膨れ上がり、3月議会や臨時議会において予算案は否決。この定例会では、補正予算案を提案。全会一致で可決。市は事業費の縮減等を精査・点検し、12月に新たに事業計画案を示す予定。

#### ◆本市幹部職員が複数の部下にパワーハラスメントの疑い

市議会として監査委員に対し調査を求める議案を提出し、可決。7/28までに議会に報告される。

#### ◆市議会議員の議員報酬を7/1より来年3/31まで5%削減。市長・副市長・教育長も同様に減額。

行政視察に要する経費も減額。新型コロナウイルスの感染症拡大により市民生活が厳しくなっていること、その対策のため本市の財政支出が増大していることによる。

#### ◆ラポルテ市民サービスコーナーの休業日等が、今年12/1より変更

##### 【開業日】

変更前：第2・第3木曜日

（但し7・12・1月は除く）、年末年始

変更後：木曜日、日曜日、4/29、5/3～5、年末年始

##### 【時間】

変更前：10時～19時

変更後：10時～18時



# 福井みな子の一般質問



## 自然災害と感染症の複合災害の備えについて



複合災害とは、先行する災害からの復旧途上で別の災害が発生することにより、大きな被害が発生する災害を指す。この5月、複数の学会で構成される「防災学術連携体」は、緊急メッセージ「災害時においては公的避難所での感染リスクが高まる」を示し、「従来とは避難の方法を変えなければならない」ことを強調。具体的には、「避難所の数を増やす」ことや「学校では体育館だけでなく教室も使い、避難者間のスペースを確保し、ついたてを設置する」こと、そして「消毒液などの備品を整備する」などを提言している。また、「自主避難先の確保や自宅にとどまることも検討すること」や、「感染の疑いがある人は「建物を分けるなどの隔離対策が必要である」ことを求めている。

市は新型コロナ禍中の複合災害に向けた対策について検討を行っているのか、現在の状況を問う。

**回答** 指定避難所の会議室など区画された部屋や指定避難所以外の公共施設を臨時避難所として活用することに加え、新たに非接触温度計などの物資を調達し、パーテーション等の購入に向けた手続きを進めている。

内閣府は4月、可能な限り沢山の避難所を開設することや、感染者への対応を事前に検討することを求める通知を地方自治体に発出した。自然災害のリスクが高まるシーズンに備え、すでに新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ避難所運営のガイドラインを独自にまとめる自治体が出てきており、できる限り多くの避難所（一時避難所も含む）を選定・確保すること、在宅避難や親族・友人宅などへの避難を優先させることなど、「分散避難」を重視している。

複合災害の発生時における避難所についての見解を問う。

**回答** 複合災害発生時の避難所は、県の新型コロナウィルス感染症に対応した「避難所運営ガイドライン」なども参考に市の対応方針を定めている。避難スペースの確保や衛生資機材の配備、避難所運営などを検証するため、6月25日に芦屋健康福祉事務所とも連携した避難所開設訓練を実施し、訓練で得た感染防止対策の知見を避難所運営に活用していく。

私の考え方

「新型コロナウイルスの流行という非常事態時に自然災害が発生したらどのように行動すればよいのでしょうか？」最近、市民の皆様からこのような質問を多くいただきます。そこで、今回の一般質問にて、この問題を取り上げました。

有事の際には、可能な限り多くの避難所を確保することが必要となります。内閣府からは公共施設や企業の福利厚生施設、ホテル等の活用が求められており、早急な対応が必要です。また、自宅の被害が軽微であれば、できれば自宅に留まる「在宅避難」も選択肢になり得るでしょう。各種訓練などで得られる知見が今後の避難所運営に活かされることを期待します。

# DV 被害者を守る体制について



新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛や休業により、生活への不安やストレスが増加し、全国的にDV被害が深刻化しています。

このような社会情勢のなか、市民に向けての相談窓口の周知は十分に行われているのかを問う。

**回答** DV相談窓口の周知はホームページの「新型コロナウイルス感染症特設サイト」からご覧頂け、DV相談室とともに24時間、電話やメール相談ができる「DV相談プラス」を案内している。被害者のお気持ちに寄り添った支援ができるよう、さらなる相談窓口の周知に努めていく。

近年の児童虐待事件の多くはDVと密接に関連している。それを受け、社会では、子どもたちを新型コロナウイルスから守るだけではなく、安全な居場所を提供することに意識を向けるべきであるという注意喚起が行われている。

DVと児童虐待は一体的に対応することが肝心なので、関係機関の連携を密にすることを要望するが、見解を聞つ。

**回答** 緊急事態宣言の発出に伴い、要保護児童等として把握している全件の安否確認を実施したところであり、DW相談と子ども家庭総合支援室が連携・協力し、状況に応じた適切な支援を行う。

私の考え方

**私の考え方** この4月、配偶者暴力相談支援センターに入ったDVの被害相談は13,272件で、昨年4月の約1.3倍となりました。家庭内のトラブルは外部と接する機会が減るほど、助けを求めるにくくなります。自粛生活における加害者の監視下では、相談の躊躇も考えられます。

世界全体で掲げる「SDGs（持続可能な開発目標）」の第5目標は、「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」で、「誰一人取り残さない社会」の実現のためにも、民間シェルターの果たす役割は大きいとされています。本市も民間シェルターと情報を共有するなど、一歩進んだ支援を検討していくべきであると考えます。

一方、児童虐待件数については、毎年増える傾向が続いています。最近の相談内容には、保護者の休業や休校が長引いた事によるストレスが原因の虐待がみられます。DVによる親同士の争いを子どもが見ることによる「心理的虐待」も増え、今後もそのような虐待の増加が懸念されます。DVが起きている家庭では、子どもへの虐待が同時にに行なわれることもあるため、DVと児童虐待は一体的に対策を考えていくことが重要です。

メール fukui.minako@gmail.com ホームページ <http://www.fukui-minako.com> ブログ <http://www.fukui-minako.com/activityreport/>

新型コロナウイルスで止まつていた時間が動き出しました。新たな生活様式が求められ、コロナとの共生はこれからも続きます。今年は節目の年となり、様々な分野でパラダイムシフトが起るでしょう。

アフターコロナをどのように進み、ポジティブなファイードバックにつなげていくのかが、これからの方々の課題であるといえます。数年後には振り返る際の後悔を最小限にできるよう、最善を尽くして参ります。

編集後記

プロフィール

H23年 芦屋市議会議員初当選  
H27年 2期目当選  
H30年 第80代芦屋市議会副議長  
H31年 3期目当選  
R 1年 監査委員  
現在、総務常任委員長  
芦屋市議会議員団幹事長

市政報告No. 37 R2年7月発行



**TEL & FAX : 34-0240**